



中部ブロックにおける審査上の 取扱い（ブロック取決）のご案内

令和6年9月9日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	透析シャント狭窄及び透析シャント閉塞に対して、K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術後の確認のために行った D215「2」口(3)超音波検査(その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等))の算定については、原則として認められない。	透析シャント狭窄及び透析シャント閉塞に対して、診断目的ではなく術後確認のために行われた超音波検査の算定は適切ではないと考える。 以上のことから、透析シャント狭窄及び透析シャント閉塞に対して、手術後の確認目的に行われた D215「2」口(3)超音波検査(その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等))の算定については、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和6年12月 診療分

本件に関する問合せ先
中部審査事務センター
内科審査室 内科審査課

(TEL:052-854-6739) 川嶋
(TEL:052-854-6804) 川端